

新庁舎建設調査検討特別委員会 設置に関する決議

次のとおり新庁舎建設調査検討特別委員会を設置するものとする。

記

- | | |
|---------|-------------------------|
| 1 名 称 | 新庁舎建設調査検討特別委員会 |
| 2 設置の根拠 | 地方自治法第109条第1項及び委員会条例第5条 |
| 3 目 的 | 五ヶ瀬町新庁舎建設に係る調査 |
| 4 委員の定数 | 8名 |

以上、決議する。

平成30年12月 7日

宮崎県五ヶ瀬町議会議長 小 笠 ま ゆ み